



# 認め合い 支え合う 社会へ。

みんなのための  
人権ハンドブック

一人ひとりみんな違って、みんな大切。  
聞こう、話そう、そして知ろう、人権のこと。



鹿児島県

令和4年3月発行



全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている理念であり、基本的人権を保障している日本国憲法の理念とするところです。

しかしながら、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、さらに、インターネット上の誹謗中傷、感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じています。

一人一人があらゆる差別は許されないという認識の下、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、人々の多様な在り方を認め合うことが重要です。個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、私たち県民の願いです。

鹿児島県人権尊重の社会づくり条例(R4.3.11施行)前文より抜粋



## 目次

03 『鹿児島県人権尊重の社会づくり条例』の概要	24 性的指向・性自認
05 女性の人権	27 インターネット社会における人権問題
07 子どもの人権	28 災害時の人権問題
09 高齢者の人権	29 その他の人権問題
11 障害者の人権	31 SDGsと人権
13 部落差別(同和問題)	32 ビジネスと人権
15 外国人の人権	33 鹿児島県人権尊重の社会づくり条例全文
17 HIV感染者等の人権	34 鹿児島県人権教育・啓発基本計画の概要
18 ハンセン病元患者等の人権	35 人権に関する月間・週間・記念日
19 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題	36 講師派遣/DVD貸出/人権ライブラリ
21 犯罪被害者等の人権	37 人権に関する主な相談窓口
23 北朝鮮当局による拉致問題等	



# 『鹿児島県人権尊重の社会づくり条例』の概要

(令和4年3月11日公布・施行)

昨今、いじめや虐待等の子どもの人権問題に加え、インターネットによる人権侵害や、外国人に対する人権侵害など社会情勢の変化に伴う様々な人権問題が発生しており、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う偏見・差別、誹謗中傷などが社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、県、県民、事業者が連携を図りながら、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指すために、「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

## 条例の目的は？(第1条)

人権尊重の社会づくりについて、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。

## 県の責務(第2条)

- 人権尊重の視点に立って県行政の施策に取り組みます。
- 人権施策を積極的に推進します。
- 人権施策の推進に当たっては、国、市町村、関係団体と連携します。

## 県民・事業者の責務(第3条)

- 自ら人権に対する理解を深めるよう努めます。
- 県が実施する人権施策に協力するよう努めます。



相互に連携協力します！

## 市町村への要請及び支援(第4条)

- 市町村の人権施策の促進に資するため、
- 県は市町村の人権施策の策定・実施、及び県の人権施策への協力を求めます。
- 県は市町村の人権施策に、情報の提供などの支援を行います。

県では、県民の皆様の人権問題への知識や理解を深めるための取組(地域の研修や企業における職場研修への講師派遣等)を実施しています。

地域や企業における人権同和問題研修の実施や、県、市町村等が実施する講演会、研修会、啓発活動等への積極的な参加をお願いします。

## 条例の主な内容は？

### 差別のない社会づくりに向けた取り組み(第5条)

県は、あらゆる差別の解消に向けて、県民、事業者と連携協力しながら、差別のない社会づくりの推進に取り組んでまいります。

そのためには、県民一人一人があらゆる差別は許されないという認識の下、自分の人権だけでなく、他人の人権について正しく理解し、多様な在り方を認め合うことが大切です。

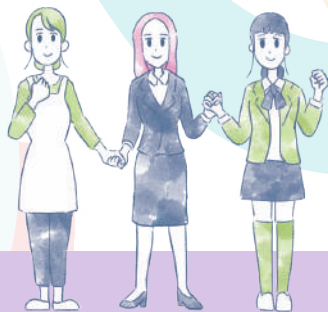
### 人権施策の総合的な推進を図るための基本的計画の策定(第6条)

県の人権施策は、「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」(平成16年策定)に基づき推進してきたところですが、この基本計画を、条例で定める基本的な計画とみなして、人権施策の総合的な推進を図ります。

### 「鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会」の設置(第7条)

全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けた取組について、人権施策を総合的に推進するため、「鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会」を設置します。

# 女性の人権



「女だから。男だから。」でくられない、  
自分らしさを大切に出来る社会へ。

## → 仕事も家庭も、ともに責任を分かち合っ

「男は仕事、女は家庭」と性別で役割分担を決めつけていませんか？  
仕事も、家庭の家事、育児、介護も協力し、共に担っていきましょう。

## → 子どもの頃から男女共同参画の理解を深める学びを

最も身近な人権問題について当事者意識を持って考える男女共同参画の学習機会を、学校、家庭、地域が連携して提供することで、子どもたちの人権意識や男女平等意識を育みましょう。

## → 女性に対するあらゆる暴力の根絶を

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等の背景には、男女の経済力や社会的地位の格差、女性に対する差別意識があります。暴力を許さない意識の醸成や被害者の支援が必要です。

性被害にあった当事者等が社会に対して声を上げる#MeToo運動が行われています。

### パープルリボン運動

1994年にアメリカで始まった「女性に対する暴力根絶の運動」です。  
県では、毎年11月12日～25日に重点的な啓発活動を行っています。



### デートDV(交際相手からの暴力)について

CHECK

デートDVは、恋人同士の間で起きる暴力です。配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴ると行った身体的な暴力だけでなく、暴言を吐く、デートの費用を全て出させる、性行為を強要する、交友関係を著しく制約するなどの精神的、性的、社会的暴力も含まれます。

## → あらゆる分野にもっと女性の参画を

議会議員や職場の管理職、地域の役員等に女性は少ないことから、政策や社会経済活動に女性の意見や状況を反映するため、女性の参画・登用を進めましょう。

## → 女性が能力を発揮できる職場環境を

男女で雇用の機会や形態、仕事内容、賃金、昇格に格差が存在します。  
女性が能力を発揮し、安心していきいきと働くことができる環境を、職場をはじめ社会全体で作っていきましょう。



### DV、夫婦、家族問題等に関する相談機関

《県男女共同参画センター相談室(相談無料)》かごしま県民交流センター内

- 電話相談 ☎ 099-221-6630/6631
- 面談相談 要予約
- 受付時間 水～日曜日9:00～17:00  
火曜日9:00～20:00  
(月曜日が祝日の場合は水曜日)

一般相談

女性に限らず、性別に起因する悩みや問題について相談を受けています。

# 子どもの人権



子ども達の夢と希望にあふれる健やかな成長を  
みんなであたたかく見守ろう。

## → 一人の人間として

子どもも大人と同じように、人権を持つ一人の人間です。全ての子どもが安全・安心な生活を確保され、健やかに成長できるよう、社会全体で子どもを見守り、支援を行う必要があります。

### 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。  
1989(平成元)年に国連総会で採択され、日本は1994(平成6)年に批准しました。

CHECK

#### 4つの原則

- **生きる権利**  
住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること
- **育つ権利**  
勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
- **守られる権利**  
紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- **参加する権利**  
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

## → 社会全体で児童虐待を防止しよう

児童虐待は、子どもの心や体を傷つけ、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。鹿児島県においても、児童虐待の通告相談件数は近年一貫して増加しています。

発生予防や早期発見のためには、社会全体がこの問題に関心を持ち、子どもや家族に対して支援を行うことが必要です。

CHECK

### 児童虐待とは…

#### 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

#### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

#### ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

#### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV) など

## → いじめをさせない、見逃さない

いじめは、いじめを受けた子どもにとって、友人との触れ合いを通じて自由に成長していく権利や教育を受ける権利を侵害するものです。

いじめは、誰にでも、どこでも起こりえます。子どもがいじめの被害者、または加害者になっていないか、小さな変化やSOSを周りの大人がしっかりと受けとめ、早期に対応することが大切です。

## → 体罰によらない子育てを

体罰や大声での叱責によって子どもを従わせることができたとしても、それは恐怖によるものであり、子どもが自ら考えて行動した姿ではありません。体罰は子どもの心身に深刻なダメージを与えるのみならず、場合によっては力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為に向かうおそれがあります。

保護者やその周りの人、教育現場、子育て支援に関わる人など、子どもに関わる全ての人が「体罰等によらない子育て」について理解し、広げていくことが大切です。

## → 子どもの性的被害を防ごう

性的虐待、性犯罪、児童買春、児童ポルノなどによる子どもの性的被害は、子どもの心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為です。

子どもを守るため、性的被害の危険性を教えること、フィルタリングなどインターネット上の有害な情報から子どもを守る対策を行うこと、子供の異変やSOSにいち早く気が付くことが大切です。

### 児童相談所相談窓口

- 最寄りの児童相談所に繋がります。 ● 匿名でも通告・相談できます。
- 通告・相談した人のことや内容に関する秘密情報は厳守されます。 ※一部のIP電話は繋がりません。

《児童相談所虐待対応ダイヤル(通話料無料)》 ☎ #189

「虐待かも…」と思ったら、すぐにお電話ください。あなたの電話で、守れる命があります。

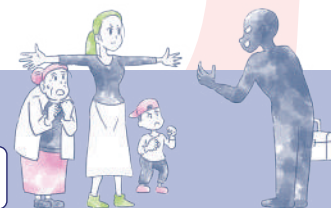
《相談専用ダイヤル》 ☎ 0120-189-783(通話料無料)

自身が出産や子育てに悩んだら、あるいは子育てに悩む人がいたら、ご相談ください。

# 高齢者の人権



高齢者は人生の大先輩。  
安心・安全でいきいきと暮らせる地域づくりを  
みんなの手で。



## → 高齢化に対応した社会づくり・地域づくり

鹿児島県は人口の約3割が65歳以上で、全国に先行して高齢化が進んでいます。高齢者が医療・介護・日常生活などの必要なサービスや支援を受けられ、安心・安全に暮らせる社会づくりが必要です。

また、住民同士が気軽に交流できる居場所をつくるなど、地域で見守り、支え合うことで、高齢者の孤立を防ぎましょう。

## → 認知症に対する正しい理解を

認知症とは、さまざまな原因で起きた脳の障害により、記憶や判断力などの認知機能が持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたしている状態をいいます。

認知症が進行すると日常生活の動作が困難になるほか、言葉で自分の意思を表しにくくなりますが、周囲の関わり方や安心できる環境であれば、本来のその人らしさや能力を発揮できます。

社会全体が認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支援することが重要です。

### すこやか長寿社会運動

県では、高齢者が知識や技能を生かして社会参加し、生きがいのある生活が送れるよう、地域づくり、生きがい・健康づくりなどへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動」を展開しています。

## → 悪質商法や詐欺から高齢者を守りましょう

悪質業者等は、様々な手段で高齢者を狙っています。被害防止のため、家族だけでなく、地域における見守りが大切です。地域で連携して見守りネットワークづくりを進めましょう。

## → 高齢者への虐待を防止しましょう

高齢者は家庭や施設で虐待を受けていることがあります。背景には、高齢者本人や家族の病気、経済的困窮、介護負担など様々な要因があります。

未然に防ぐためには、周囲で声をかけあい、高齢者とその家族等が孤立しないように見守ることが大切です。

高齢者虐待について相談したいときは、市町村担当窓口や地域包括支援センターに連絡してください。

### CHECK 高齢者虐待の 類型

- 身体的虐待
- 心理的虐待
- 経済的虐待
- 性的虐待
- 介護・世話の放棄・放任

## → 高齢者は経験豊富な人生の大先輩

高齢者に敬意の念を持ち、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識を仕事や地域づくりで活かせるよう、出番や居場所をつくりましょう。

### 高齢者の生活を支える相談窓口

- 地域包括支援センター 《認知症・若年性認知症に関する相談窓口》  
高齢者の皆さんが、いつまでも健やかに住み慣れた地域で生活できるよう、保健・医療・介護・福祉等の総合的な相談窓口として設置されています。詳しくは市町村までお問い合わせください。
- 認知症 ☎099-257-3887
- 若年性認知症 ☎099-251-4010  
<https://www.pref.kagoshima.jp/>  
健康・福祉 → 地域包括ケア → 認知症支援・相談窓口

# 障害者の人権



障害のある人も、ない人も、  
正しい理解と必要な配慮で、  
誰もが認め合い、支え合う共生社会へ。

## → 共生社会の実現のために

障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するためには、障害のある人に対する福祉サービスを充実するとともに、社会全体に「障害のある人もない人も共に地域社会で生きる」という意識を育むことが必要です。

障害のある人もない人も  
共に生きる鹿児島づくり条例  
県では、条例に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進しています。

## → 障害は他人事ではない

障害のある人とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）やその他心身の機能等に障害があり、障害及び社会的障壁によって生活に制限を受ける状態にある人をいいます。

日本には身体障害者約436万人、知的障害者約109万4千人、精神障害者約419万3千人が暮らしていて、国民の約7.6%に何らかの障害があるということになります（出典：令和3年版障害者白書）。誰もが障害と関わる可能性があり、決して他人事ではありません。自分にも関わる問題として障害のある人の人権を考えることが必要です。

## 「個人モデル」から「社会モデル」へ

CHECK

これまで、障害のある人が日常生活において制限を受けるのは「その人に障害があるから」であり、訓練やリハビリによって乗り越えるべきである（個人モデル）と考えられてきましたが、近年は「障害」はその人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるとする考えが浸透しています（社会モデル）。

CHECK

## ヘルプマーク・ヘルプカード

外見から援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に支援を必要としていることを知らせることで、障害等の特性に応じた支援を受けやすくなるよう作成されたマークです。

ヘルプマーク



## → 障害のある人への虐待を防止しましょう

障害のある人が、養護者や障害者福祉施設従事者等、使用者から虐待を受けることがあります。虐待は虐待を受ける人の尊厳を著しく傷つけるものであり、未然に防止することが最も重要です。

住民やあらゆる関係者は、障害のある人の人権、障害や障害者虐待に関して正しく理解する必要があります。また、障害のある人やその家族が孤立しないよう地域で支援を行ったり、福祉サービスの提供など養護者の負担軽減を図ることも必要です。

## 障害者虐待の類型

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 心理的虐待
- 放棄・放置
- 経済的虐待

## → 障害のある人の社会参加の支援を

障害があっても、その障害に対する周囲の理解と配慮、支援により能力を活かした仕事に就き、地域で自立した生活を送ることが可能です。能力や可能性を最大限に活かした就労機会の拡大を図り、障害のある人の雇用・就業に積極的に取り組みましょう。

また、障害者スポーツや障害のある人の文化芸術活動など、障害のある人とない人が交流する場に参加することも、お互いを理解するきっかけになります。

CHECK

## 鹿児島県身障者用駐車場利用証制度

身障者用駐車場を必要とすることが分からない方が利用できるよう、障害のある方や介護の必要な高齢の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に交付される県内共通の利用証です。



# 部落差別 (同和問題)



正しい理解を深めることで意識が変わる。  
偏見や差別を許さない行動が社会を変える。



## → 同和問題とは？

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人が長い間、経済的、社会的、文化的に厳しい環境を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けている、我が国固有の人権問題であり、早急に解決する必要があります。

### 偏見や差別によって起こっていること

CHECK

- 相手の親に、結婚を反対された。
- インターネット上に、特定の地域への差別を助長する悪質な書き込みがあった。
- 友人から、「お母さんから『あそこの人たちと遊んではいけない』と言われたので遊べない』と言われた。
- 飛び出し注意の看板やロードミラーなどに、悪質で差別的な落書きがされていた。
- 電話のやり取りの中で、住んでいる地区と名前を聞かれたので答えたところ、出目についての誹謗中傷を受けた。

## → 正しい理解を深め偏見や差別をなくす行動を

学校や家庭、地域、職場で同和問題について繰り返し学習することにより、一人ひとりが正しい知識を身に付け、偏見や差別を許さない行動をとることが大切です。

## → プライバシーを侵害しないために

個人の氏名や家族構成、出身地等の個人情報をも本人の許可なく第三者に知らせたり、公表したりすることは、個人のプライバシーを侵害する行為であり、決して行ってはいけません。

### 事前登録型本人通知制度

CHECK

住民票の写し等の不正請求や不正取得の防止を目的として、本人以外に住民票の写し等が交付された場合に市町村から本人に通知される制度です。鹿児島県内では10市町で実施しています(令和3年6月現在)。

CHECK

### 部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年施行)

現在もおお部落差別が存在することを明記した上で、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律です。

#### 【用語を正しく使おう】

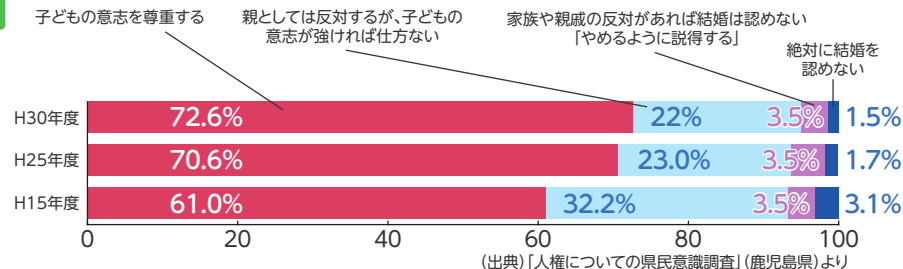
「同和」という表現は 古くからある「同胞融和」あるいは「同胞一和」、「同胞諧和」という用語から生まれたもので、その意味は、家柄、門地、血筋あるいは社会的身分の別なく、国民は等しく慈しみあわなければならないという発想に基づくものと言われています。

戦後になって「同和問題」・「同和地区」・「同和对策事業」など、行政上の用語として定着しました。

一方で、単独で使用する「同和」という用語は、極めて差別的な意味合いで使われてきた歴史的経緯があります。意味を正しく理解した上で、「同和問題」など、省略せずに使用することが大切です。

### 人権についての県民意識調査

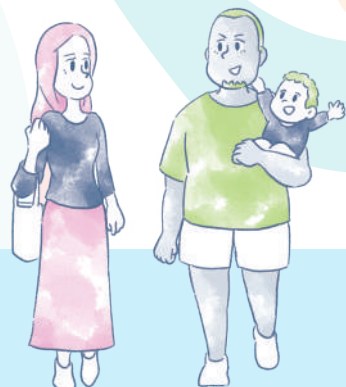
あなたのお子さんが結婚しようとする相手が部落差別を受けている地区の出身、あるいは現在も住んでいると分かった場合、あなたは どうしますか。



平成30年度の調査では、3割弱の人が何らかの形で結婚に反対すると回答しています。身近なこととなると、誤った知識や偏見に左右されてしまいます。



# 外国人の人権



生まれた国や言葉は違っても  
同じ地球に暮らす仲間だね。

## → 国際社会の一員として

鹿児島県でも多くの外国人の方が生活しています。国際化が進む一方で、外国人であることを理由にアパートへの入居や公衆浴場での入浴を拒否するなどの問題も発生しています。

日本人と外国人が、お互いの文化的な違いを認め合いながら共に生きていく、多文化共生の社会を目指しましょう。

## 鹿児島県内の在留外国人数の推移

CHECK

昭和55年	平成元年	平成10年	平成20年	平成30年	令和2年
1,359人	2,026人	3,800人	5,713人	10,547人	12,204人

【出典：在留外国人統計（法務省）】

平成20年までは外国人登録者数。平成30年以降は在留外国人数を掲載しており、それぞれの対象範囲が異なるため、単純に数値を比較することはできません。

## 外国語による人権相談

法務省の人権擁護機関が設置した、日本語を自由に話すことの困難な外国人のため、10言語に対応した人権相談窓口です。

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

## → 安心して働き、生活できる環境を

就労や技能実習のため来日した外国人に対する適正な雇用や、日本で生活する外国人に対する生活や防災等の情報提供など、外国人が安心して働き、生活することができるよう、職場や地域の環境をつくっていく必要があります。

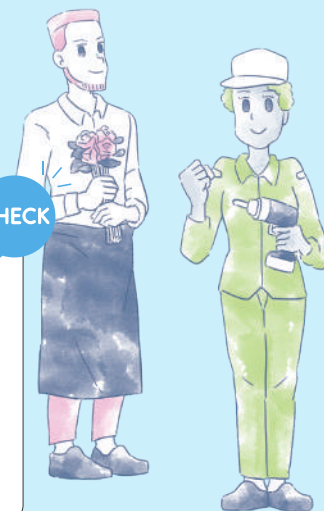
## → 差別的な言動は許されません

特定の人種や出身国、民族であることを理由とした攻撃、脅迫、侮辱するヘイトスピーチなどの差別的言動は、決して許されるものではありません。

本邦外出身者に対する不当な差別的  
言動の解消に向けた取組の推進に  
関する法律（ヘイトスピーチ解消法）  
（平成28年施行）

特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進することを目的とした法律です。

CHECK



《外国語インターネット人権相談》

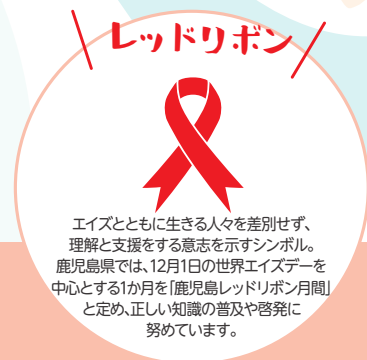
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>



《外国語人権相談ダイヤル（全国共通）》

☎ 0570-090911 平日（年末年始を除く）9:00～17:00  
（最寄りの法務局・地方法務局につながります。）

# HIV感染者等 の人権



## → 病気への正しい理解を

患者や感染者の方は、差別的な言動をされたり、就職や職場で不当な扱いを受けることがあります。HIVは感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。

最近では治療法の開発が進み、感染を早期発見し、早期治療することでエイズを発症を抑えることができるようになってきています。誰もが病気を正しく理解し、HIV感染者等が安心して生活できる環境をつくっていきましょう。

### HIV/エイズへの誤解

CHECK

HIV/エイズは身近な感染症です。日本は毎年1,000件を超える新規報告があります。病気の恐ろしさのみが強調されたことから、人々の間に誤解や偏見が生じました。HIV感染を理由に職場の採用取り消しや診療拒否などの人権侵害が起きています。

## → 安心して生活・治療ができる環境を

HIVに感染しても、適切な治療を継続することで発症を抑えながら通常の生活を送ることができます。

患者や感染者の方が治療に専念できるよう周囲の理解とサポートが必要です。

### 相談・検査連絡先

検査を受けるには、事前の電話予約が必要です。

#### 《県内保健所》

毎週月～金曜日、保健所で検査実施日時が異なります。エイズの相談・検査は、プライバシー保護のために匿名で受けることができ、1時間程度で検査結果が分かります。

#### 《鹿児島市保健所中央保健センター》

毎週火曜日(13:30～15:00)毎月第2木曜日(17:30～19:00)

# ハンセン病元患者等の人権

## → 病気への正しい理解を

ハンセン病は感染力が非常に弱く、感染しても発症することはまれで、早期発見・治療で完治します。また、遺伝病ではありません。

### ハンセン病の歴史

CHECK

昭和6年の「らい予防法」の制定によって、ハンセン病患者を強制的に療養所に収容する隔離政策がとられ、患者は療養所から出ることや家族と暮らすこと、子どもを生むことが許されませんでした。その後、ハンセン病は解明され、治療法が確立されたにもかかわらず、平成8年の「らい予防法」廃止まで、長年にわたり隔離政策が続き、患者やその家族は深刻な偏見や差別を受け続けました。

## → 今なお残る偏見や差別をなくしていくために

元患者は、高齢で身寄りがないことや、長期間にわたり社会との交流を断たれてきたこと、ハンセン病に対する偏見や差別が今なお根強く残っていることから、療養所にとどまる人が少なくありません。入所者が療養所や地域の中で安心して暮らせるように、ハンセン病に対する偏見や差別をなくしていくことが必要です。

### 歴史と今を語り継ぐ

CHECK

ハンセン病元患者の方々による講演活動等が各地で行われています。また、鹿児島県では、県内にある療養所(星塚敬愛園・奄美和光園)への親子訪問事業等を行い、入所者の方々との交流を重ねています。ハンセン病に対する偏見と差別を解消するため、その歴史と今を語り継いでいくことが必要です。

### らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日

厚生労働省では、平成21年度から、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、追悼、慰霊及び名誉回復の行事を実施しています。

令和元年に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給などによる法律」が施行され、対象となるハンセン病元患者の家族に国から補償金が支給されます。《請求期限：令和6年11月21日》

# 新型コロナウイルス感染症 に関する人権問題

差別や偏見をなくす第一歩は、  
病気を正しく理解することから

## → 何が起こったか

2020年に感染が世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は、多くの人の生命を脅かし、感染者やその家族、医療関係者、エッセンシャルワーカー、海外渡航者に対する差別や偏見を生み出しました。また、ワクチン接種を受けない人に対する差別・偏見も起きています。

### 偏見・差別等の実態

CHECK

- **医療機関・介護施設やその従事者、家族等への差別的な言動**
  - ・感染者が発生した医療機関及び医療従事者等に対する誹謗中傷、暴言、苦情、職員への嫌がらせ
  - ・医療従事者等の子どもに対するいじめや一部の保育所等での登園拒否 等
- **学校や学校関係者等への差別的な言動**
- **勤務先に関連する差別的な言動**
  - ・検査陽性を理由とする雇止め
  - ・家族の入院した医療機関に感染者が入院している等による、勤務先からの検査や出勤停止の要請 等
- **インターネットやSNS上での差別的な言動**
  - ・感染者や家族の勤務先・行動履歴等のSNS上での暴露、誤情報の拡散等
- **職業・国籍を理由にした誹謗中傷、県外居住者や県外ナンバー所有者への差別的な言動等**
  - ※陰口や悪口から権利侵害に該当し損害賠償や刑事罰等の法的制裁の対象となる違法行為まで、様々なレベルが存在。
- **個人に関連する情報を含む詳細な報道**
  - ・感染者と濃厚接触者の人物関係の図示、感染者の職業や詳細な行動履歴、子の通う学校名の報道等
- **新型コロナウイルスワクチン非接種者への差別的な言動**
  - ・接種の強制、職場や学校などでの不利益の取扱い、医療機関での診療拒否 等

## → コロナ対策のつもりが過剰な反応になっていませんか？

### ● 医療従事者やエッセンシャルワーカーとその家族への差別や偏見

医療従事者やその家族に対する、必要なサービスの提供拒否、行事への参加拒否など様々な問題のある事例が全国で起こっています。また、社会生活の維持に欠かせない業務に携わる人々への差別の事例も多く発生しています。医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝の気持ちを持って接し、むしろエールを送りましょう。

### ● 感染者とその家族への差別や偏見

感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする差別や偏見が生まれています。中にはプライバシーなどの人権を侵害しかねない事例も見られます。ウイルスには気を付けても誰でも感染する可能性があります。相手の立場に立って、正しい知識をもとに、感染者とその家族に思いやりを持って接しましょう。

### ● 思い込み、過剰な反応による差別や偏見

特定の症状というだけで感染を決めつけてしまったり、あるいは、感染者と同じ大学、同じ地域の居住者というだけで差別・偏見の対象となることがあります。思い込みを避けて正しい情報を確認し、科学的根拠の乏しい過剰な反応は控え、冷静に行動するようにしましょう。

### ● 新型コロナワクチンの接種を受けていない人への差別や偏見

新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。病気など様々な事情で接種を受けることができない人、受けることに注意が必要な人がいます。接種を受けていないことを理由に差別的な扱いを受けたという相談も多く寄せられています。それぞれの事情に配慮した感染対策を考えましょう。

【「法務省・全国人権擁護委員連合会リーフレット」から抜粋】

《新型コロナウイルス感染症に関連して  
－差別や偏見をなくしましょう－（法務省）》

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02\\_00022.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html)



《新型コロナウイルス感染症総合サイト（鹿児島県）》

<https://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/index.html>

《新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房）》

<https://corona.go.jp/>



《新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）》

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

# 犯罪被害者等の人権



心と体の回復を見守り、支えていこう。  
穏やかな日常を取り戻すことができるように。

## → 直接的な被害だけではない

ある日事件や事故に巻き込まれ、犯罪被害者あるいはその家族になってしまう…これは、他人事ではなく誰にでも起こりうることです。

犯罪被害者等は、事件や事故によって深刻なダメージを受けながら、さらに周囲の心ない言葉や興味本位の噂話、メディアの報道・取材によって傷つけられたり、プライバシーを侵害されるなどの二次的被害に苦しみます。

### 事件・事故による影響

- 家族関係、人間関係がうまくいかなくなる。
- 日常生活が送れなくなる。
- 外出できなくなる。
- 退職・休職せざるをえなくなる。
- 通院・入院による身体的、経済的負担が生じる。
- 捜査や裁判が精神的・時間的な負担になる。

CHECK



### 県犯罪被害者等支援条例 (R3.12.24施行)

県では、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復等を図るため、基本理念や県、県民等の責務、基本的施策等を定めた条例を制定し、犯罪被害者等支援について理解促進に取り組んでいます。

CHECK

## → 日常を取り戻せるよう理解と支援を

被害にあった後は、人目が怖くて外出できなかったり、家庭内で事件のことを話せず家族関係がギクシャクするなど様々な問題が生じます。日常を取り戻すためには、周囲の理解と支援が必要です。

地域で

親身になって話を聞いたり、家事・育児を手伝うなど、周囲の思いやりやサポートが重要になります。「あなたは悪くない」の一言で救われることもあります。

職場で

被害から回復するまで、仕事上の負担を軽減したり、通院や裁判への出廷のため休暇を取ることができるなど、安心して働き続けられる職場環境をつくるのが大切です。

### 犯罪被害者等支援週間

犯罪被害者等基本法に基づき「犯罪被害者等基本計画」では、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」と定め、犯罪被害者等について理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

CHECK

### 犯罪被害者等支援のための相談窓口

#### 《公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター》

県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、犯罪や交通事故等の被害にあわれた方やそのご家族の方からの要望に応じて電話・面接相談をはじめ、裁判所、警察署、病院などへの付き添い等様々な支援を行っています。

☎099-226-8341

#### 《性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称「FLOWER」)》

性暴力被害にあわれた方が安心して相談でき、支援が迅速に受けられるように、鹿児島県、鹿児島県警察、(公社)かごしま犯罪被害者支援センター、鹿児島県産婦人科医会が連携・協力して支援します。

全国共通短縮ダイヤル

はやくワンストップ  
☎ #8891

# 北朝鮮当局による 拉致問題等

一人ひとりが強く願う。  
全ての人々が家族の元へ  
一日も早く帰れることを。

# 性的指向・ 性自認

## → 私たちができることを 考えましょう

ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている…。

それが、もしも自分だったら、自分の家族だったら…。

被害者やその家族の気持ちに寄り添い、解決に力を合わせましょう。

## → 問題を風化させず、 関心を持ち続けよう

拉致問題を決して風化させてはいけません。「絶対に許さない」という県民一人ひとりの声は、ご家族の大きな支えとなり、解決に向けての強い力となります。

県では毎年「北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)」に写真パネル展や広報媒体を通して、県民の関心と認識を深めるための様々な活動を行っています。

## 拉致問題の経緯

1970～1980年代を中心に、多くの日本人が北朝鮮当局に拉致されました。現在17人が「拉致被害者」と認定され、このほかにも拉致された疑いのある「特定失踪者」が多数います。平成14年に北朝鮮は拉致を認め、5人の帰国が実現しましたが、他の被害者については未解決のままです。政府は北朝鮮に対し、全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させるよう求めています。

CHECK

## → 鹿児島県に関係のある 拉致被害者・特定失踪者

拉致被害者			
いちかわ	しゅういち	ますもと	こ
市川	修一さん/増元		るみ子さん
特定失踪者			
はぶ	ひろゆき	みやわき	とめよし
羽生	弘行さん/宮脇	留義さん/日高	信夫さん/
さとう	ますいち	そのだ	そのだ
佐藤	益一さん/園田	一さん/園田	トシ子さん/
たけや	えみこ	たねだ	まこと
竹屋	恵美子さん/種田	誠さん/日高	満男さん/
たなか	まさみち	かとう	よしみ
田中	正道さん/加藤	義美さん	

### 特定失踪者とは…

民間団体である「特定失踪者問題調査会」が「北朝鮮による拉致かもしれない」というご家族の届け出などを受け、独自に調査の対象としている失踪者のことです。

## 拉致問題についてのお問い合わせ先

### 《内閣官房拉致問題対策本部事務局》

☎ 03-5253-2111(代) FAX.03-3581-6011 <https://www.rachi.go.jp/>

### 《鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課》

☎ 099-286-2828 FAX.099-286-5568

<https://www.pref.kagoshima.jp> 健康・福祉 → 社会福祉 → 拉致問題

## → 私たちは誰もが“多様な性”の当事者です

性のあり方(セクシュアリティ)は様々で、身体の性、自認する性、好きになる性、表現する性といった要素の組み合わせにより無数に存在します。

身体の性 (性的特徴) Sex Characteristics × 
 好きになる性 (性的指向) Sexual Orientation × 
 心の性 (性自認) Gender Identity × 
 服装やしぐさ、言葉づかいなど(性表現) Gender Expression

## SOGI (ソジ/ソギ)

「SOGI」は、「Sexual Orientation(性的指向)」と「Gender Identity(性自認)」の頭文字を取った言葉で、「人の属性」を表します。全ての人に関わる性のあり方を捉える概念であり、私たちの誰もが多様な性の当事者であることを明確にする表現です。

### 性的指向

- レズビアン [Lesbian]**  
恋愛感情が同性に向く女性
- ゲイ [Gay]**  
恋愛感情が同性に向く男性
- バイセクシュアル [Bisexual]**  
恋愛感情が異性に向くこともあれば、同性に向くこともある人
- ヘテロセクシュアル [Heterosexual]**  
恋愛感情が異性に向く人
- アセクシュアル [Asexual]**  
恋愛感情の有無にかかわらず、他者に性的に惹かれることがない人
- パンセクシュアル [Pansexual]**  
あらゆる性別の人が恋愛対象になる人

### 性自認

- トランスジェンダー [Transgender]**  
出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人
- シスジェンダー [Cisgender]**  
出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致する人
- エックスジェンダー [Xgender]**  
出生時に割り当てられた性別にかかわらず自認する性別を男性・女性のどちらにも決めない人、明確に認識していない人

### クエスチョニング [Questioning]

自分の性的指向・性自認が定まってい  
ない、明確にできな  
い、したくない人



## 自分らしくありのままの私を生きる 色とりどりの個性が輝く社会へ。

### → “多様な性”を理解しよう

私たちの社会には、「身体の性と自認する性は一致する」という思い込みや、「恋愛・性愛の対象は異性である」という固定観念が根強く存在します。また、多くの社会制度が異性間の婚姻を前提としています。

このような社会にあって、セクシュアリティを理由に偏見や差別を受ける方々や、周囲との関係の悪化を恐れて自身のセクシュアリティを打ち明けられずに一人で悩んでいる方々がいます。

また、学校や職場、医療・福祉現場、家庭など、日常の様々な場で困難に直面し、深刻な生きづらさを抱えている方々がいます。

全ての人々のセクシュアリティが尊重され、誰もが生きやすい社会をつくるために、私たち一人ひとりが“多様な性”について正しい知識を持ち、理解を深めることが大切です。

CHECK

#### エルジービーティー LGBT

レズビアン ゲイ バイセクシュアル トランスジェンダー  
Lesbian、Gay、Bisexual、Transgenderのアルファベットの頭文字を取った言葉で、性的少数者を表す総称の一つとして用いられています。「LGBT」以外にも、「LGBTQ」、「LGBTs」などもあります。

### レインボーフラッグ

LGBTの尊厳と社会運動を象徴する旗として世界中で使われています。  
6つのレインボーカラーは性の多様性を表しています。



### → STOP! SOGIハラスメント

SOGIに関連した差別的・侮蔑的な言動や嘲笑、いじめや暴力などを「SOGIハラスメント」といいます。

誰にとっても自身のSOGIはとても大切なものです。SOGIハラスメントは、受けた人々の人権を侵害する行為であり、決して行ってはいけません。

### SOGIハラスメントの類型

- アウティング  
(本人の許可なくSOGIを公表すること)
- 差別的な言動や嘲笑、差別的な呼称
- SOGIを理由としたいじめ・無視・暴力
- 望まない性別での生活の強要
- 不当な異動や解雇、入学・入社拒否、転校・退学の強制

### パートナーシップ宣誓制度

双方又は一方が性的少数者であるカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを誓う宣誓書を提出し、自治体が宣誓したことを証明する等の取組です。多くの社会制度が異性のパートナーを前提としている中、同性カップルを婚姻に相当するパートナーと認める取組が、一部の自治体や企業で見られるようになっていきます。

鹿児島県内では2市においてこの制度が導入されています(令和4年3月現在)。

- 指宿市(令和3年4月～)
- 鹿児島市(令和4年1月～)

CHECK



# インターネット社会における 人権問題

## → 便利だけど危険な情報社会

誰もが容易にインターネットを利用することができるようになった現在、生活の利便性が向上した一方で、インターネットの特性を悪用した、人権に関わる様々な問題が急増しています。

CHECK

### インターネット上の人権問題事例

- 外国人や部落差別に対する差別的な書き込み
- 個人に対する誹謗中傷
- SNSなどによるいじめ
- 未成年者の性的画像の搾取
- プライバシーに関する情報の掲載
- インターネット上でのトラブルや犯罪による被害

## → 人権意識と情報モラルを身につけて

インターネットを利用するときは、その特性を正しく理解するとともに、画面の向こうにも感情をもった人がいることを常に忘れないようにしましょう。自分が発信した内容によって、損害賠償を請求されたり、名誉毀損等の罪に問われることもあります。発信内容には責任を持ちましょう。

## → 被害にあってしまったら・・・

掲示板やSNSによって人権を侵害された被害者は、その運営者に削除を求めることができます。証拠を残すために、該当する書き込みや写真・動画、それらが掲載されているページのURLは保存しておきましょう。

自分で対応することが不安なときは、最寄りの法務局・地方法務局の人権相談窓口にご相談しましょう。

CHECK

### サイバーセキュリティ月間

【毎年2月1日～3月18日】

不審なメールによる情報漏えい被害や個人情報の流出など、生活に影響を及ぼすサイバーセキュリティに関する問題が起きています。このため、政府ではサイバーセキュリティに関する普及啓発強化のため毎年2月1日から3月18日までを「サイバーセキュリティ月間」としています。

### サイバーセキュリティ・カレッジ

小・中・高等学校の児童・生徒や先生、保護者等を対象に、パソコンやスマートフォン等によるインターネット利用の注意点、危険性などについて学ぶ講座を開催します。詳しくは県警察本部もしくは最寄りの警察署へお問い合わせください。

# 災害時の人権問題

## → 人権意識を持って災害に備えよう

災害発生時は多くの人に身の危険が生じ、切迫した状況になります。そのような状況下において強い不安やストレスが重なると、人々の人権に対する意識が薄らぎ、その結果、女性、子ども、高齢者、障害者などの立場の人に対する人権侵害、あるいは被災者や被災地に対する差別・偏見といった人権侵害が起こる可能性があります。

災害時に人権意識を持って行動できるよう、日頃から人権について理解を深めましょう。

## → 一人ひとりに配慮した防災対策を

災害発生時の避難について、配慮や支援が必要な人たちがいます。地域における避難計画の作成や防災訓練の実施にあたっては、要配慮者の事情も考慮したものとなるようにし、普段から住民や行政関係団体との連携に努めましょう。

## → 安全で安心な避難所に

避難所では、みんなが安心して生活するためにトイレ・更衣室・洗濯物干し場・授乳室などの設置、部屋割りや場所割りについての配慮が必要です。また、性犯罪・性暴力を抑止・防止するための巡回、避難者が不安や悩みを相談できる体制づくりや周知も必要です。

避難所で過ごす一人ひとりの人権が守られ、配慮や支援が必要な人たちも安心して過ごせるために、避難所の運営には多様な立場の人が関わるのが重要です。

## その他の人権問題

### 刑を終えて出所した人等の人権

#### ● 現状

刑を終えて出所した人の中には、更生の意欲があっても、社会に強い偏見や差別意識があることから、親族であっても身元引受けが困難で、就労や住居の確保等に問題を抱えている人が少なくありません。退所後の適切な支援を受けられないまま、再び罪を犯す人もいます。

#### ● 国・県の取組等

国においては、刑を終えて出所した人の更正保護が推進されています。

県でも「鹿児島県再犯防止推進計画」に基づき、県民の再犯防止についての理解促進や刑を終えて出所した人等を対象とした居場所づくりなどを支援するとともに、「鹿児島県地域生活定着支援センター」において、高齢又は障害のため矯正施設を退所後に福祉サービスを受ける必要がある人等の支援に取り組んでいます。

### 生活困窮者の人権

#### ● 現状

雇用環境の悪化や所得の低下、疾病等により経済的困窮に陥る人が増加しています。経済困窮世帯で育つ子どもの多くは、進学・就職に困難を抱え、それによって、貧困が世代間で連鎖することも深刻な問題です。また、少子高齢化の進行、単身世帯やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより社会的孤立のリスクが拡大しています。

生活困窮者には、定まった住居を持たず路上や公園などで生活を送るホームレスが含まれます。ホームレスに至る原因は、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題などが複合的に絡み合っていることが多く、食事の確保や健康面の問題等を抱えています。

#### ● 国・県の取組等

貧困は、生存権や教育を受ける権利など、人として生きる上での保障されるべき権利を脅かすことから、生活保護制度に加え、2015(平成27)年に生活困窮者自立支援制度が創設されました。

県においては、県福祉事務所が所轄する地域に9つの「くらし・しごとサポートセンター」を設置し、市町村の福祉事務所とともに包括的な支援体制の整備を図り、一人ひとりに寄り添った支援活動を展開しています。

また、2002(平成14)年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)が制定され、雇用、保健医療、福祉等の各分野にわたってホームレスの自立支援策等が推進され、生活困窮者自立支援制度との連携も図られています。

### 人身取引

#### ● 現状

人身取引は、性的搾取や強制労働を目的として行われる重大な犯罪であり、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その回復は非常に困難です。近年、グローバル化の一層の進展や経済格差の拡大等に伴って、人身取引は国境を越える脅威となっており、人身取引の受入国にならないため、厳しい対策が求められています。

#### ● 国・県の取組等

国は、「人身取引対策行動計画」に基づき、関係省庁が一体となって人身取引対策に取り組んでいます。

県においても、アダルトビデオ出演強要やJKビジネス、外国人労働者の不法就労が人身取引の温床となることを踏まえ、被害を防止するための普及啓発・教育及び人身取引の取締りを行っています。

### アイヌの人々の人権

#### ● 現状

日本における先住民族であるアイヌの人々は、固有の言語や儀式、口承文学(ユーカラ)等、独自の豊かな文化・伝統を持っています。しかし、近世以降のいわゆる同化政策等により、その文化が抑圧されたことにより、十分な保存・伝承が図られず、アイヌの人々は様々な偏見や差別を受けることになりました。

#### ● 国の取組等

1997(平成9)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統などに関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が、また2019(令和元)年には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する施策の指針に関する法律」(アイヌ新法)が施行され、アイヌの人々に対する理解と認識の促進に取り組まれています。

### 複合的な人権問題

高齢の外国人や障害のある子どもなどのように、人は複数の属性を持っていることで、差別や偏見を重複して受けることがあります。このため、人権問題の解決に当たっては、複合的な視点が不可欠です。

なお、属性のうちで性別は誰にとっても関わりがあり、特に女性は、障害があること、高齢者や子どもであること、外国人であること、被差別部落出身者であること等が加わると、より複合的で困難な状況に直面しやすくなります。そのため、様々な人権問題には、「女性」の人権問題という横串を通し、横断的な問題解決を図ることが必要です。

※この冊子で紹介するほかにも様々な人権課題があります。

誰もが、人権を侵害され、日常を奪われるリスクを抱えています。全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない平和な社会の実現に向けて、人権問題についての理解を含め、一人ひとりがその解決のため役割を果たしましょう。



# SDGsと人権

2015(平成27)年の国連総会で採択された「私たちの世界を変革する-持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「誰一人取り残さない」を理念とし、「すべての人々の人権の実現」を目指すことが謳われています。また、そこに掲げられた17の目標と169のターゲットから成る持続可能な開発目標(SDGs)は、人権尊重の考え方が通底しています。SDGsの達成に向けて、現在、様々な取組が世界的に進められています。2015年まで実施された「ミレニアム開発目標(MDGs)」の後継であるSDGsにおいて、持続的開発の中心的要素として人権が位置づけられた意義は大きいと言えます。



## スポーツと人権

CHECK

スポーツ観戦や参加は、異文化を理解することや多様性を尊重することなど、「人権」について理解を深めるきっかけになります。

### オリンピック憲章(オリンピズムの根本原則)抜粋

4. スポーツをすることは人権の一つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。

# ビジネスと人権

企業活動のグローバル化が進む中、企業活動における人権の尊重について国際的な関心が高まっています。

国連の場では、平成23年(2011年)の第17回国連人権理事会で、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則:国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」が全会一致で支持されました。

企業が人権を尊重した行動をとることは「持続可能な開発目標(SDGs (Sustainable Development Goals))」の実現のためにも重要であり、投資家、市民社会、消費者においても、企業に人権尊重を求める意識が高まっています。

国においては「指導原則」の着実な履行の一つとして、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定することを決定しました。そして、企業活動に関連する我が国の法制度や施策等の現状把握、経済界や労働界等との意見交換及び議論等を経て、令和2年10月、「『ビジネスと人権』に関する行動計画」が策定されました。

行動計画では、「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む施策が記載されているほか、企業に対し、人権デュー・ディリジェンス(企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと)導入促進への期待が表明されています。

(法務省人権擁護局・令和3年度版「人権の擁護」から抜粋)

## 職場におけるハラスメントの防止

CHECK

職場における様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになるだけでなく、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等、人権を侵害する行為です。

事業主は、従業員が能力を十分発揮できる職場環境を確保するため、ハラスメントの防止等に関して必要な措置を講じるとともに、問題が生じた場合には適切な対応を迅速にとる必要があります。

# 鹿児島県人権尊重の社会づくり条例

(令和4年3月11日施行)

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている理念であり、基本的人権を保障している日本国憲法の理念とするところである。

しかしながら、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、さらに、インターネット上の誹謗中傷、感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じている。

一人一人があらゆる差別は許されないという認識の下、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、人々の多様な在り方を認め合うことが重要である。個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、私たち県民の願いである。

ここに、私たちは、全ての人の人権が尊重される社会づくりのため、不断の努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)  
第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)  
第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点に立って県行政のあらゆる分野における施策に取り組みとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携するものとする。

(県民及び事業者の責務)  
第3条 県民及び事業者は、自ら人権に対する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、全ての人の人権が尊重される社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への要請及び支援)  
第4条 県は、市町村に対し、その地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する人権施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(差別のない社会づくりに向けた取組)  
第5条 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進するものとする。

2 県は、差別のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携協力しながら、人権教育及び人権啓発の実施並びに相談体制の充実に努めるものとする。

(基本計画の策定)  
第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、人権施策を総合的に推進するための具体的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

4 知事は、基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。  
(鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の設置)

第7条 人権施策の総合的な推進を図るため、鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、前条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、人権施策に関する事項に関し、調査審議すること。

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。  
(審議会の組織等)

第8条 審議会は、人権に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。  
(審議会の会長及び副会長)

第9条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(審議会の会議)

第10条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画局において処理する。  
(委任)

第12条 第7条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている人権施策の総合的な推進を図るための県の基本的な計画は、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

# 鹿児島県人権教育・啓発基本計画の概要

基本計画は、本県の人権教育・啓発施策を総合的かつ効果的に推進するための指針です。人権に関する国内外の動向や、社会情勢の変化、県民の人権意識の変化などを踏まえ、2020(令和2)年3月に改定しました。

## 基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、人権という普遍的文化(人権文化)が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現

## 目標

共生の心が根付く鹿児島

人権文化の息づく鹿児島

## 基本方針

- 人権が尊重される場(環境)で行う
- 「生きる力」と可能性を伸ばす
- 人権を生涯を通じた学習課題とする
- 人権を「我が事」として考える
- 一人ひとりを大切に
- 共生社会の実現を目指す
- 人権の学びと実践を循環させる
- 国際社会の一員として行う

## 人権教育・啓発の推進方策

人権尊重の視点に立った行政の推進

あらゆる場における人権教育・啓発の推進

特定職業従事者への研修等の推進

人材育成

総合的・効果的な手法の充実

## 人権課題別の人権教育・啓発の推進方策

## 推進体制の整備等

詳しくは県のホームページをご覧ください。

鹿児島県人権基本計画

検索

## 人権に関する月間・週間・記念日

4月	若年層の性暴力被害予防月間 世界自閉症啓発デー (4月2日) 発達障害啓発週間 (4月2日～8日)	9月	障害者雇用支援月間 高齢者元気・ふれあい推進月間 (9月～10月) 自殺予防週間 (9月10日～16日)
5月	児童福祉週間 (5月5日～11日)		老人の日 (9月15日) 老人週間 (9月15日～21日) 世界アルツハイマーデー (9月21日)
6月	男女雇用機会均等月間 外国人労働者問題啓発月間 人権擁護委員の日 (6月1日) HIV検査普及週間 (6月1日～7日) らい予防法による被害者の 名誉回復及び追悼の日 (6月22日) 国の男女共同参画週間 (6月23日～29日) ハンセン病問題を正しく理解 する週間 (6月22日を含む日曜日から1週間)	10月	精神保健福祉普及運動 国際高齢者デー (10月1日) 犯罪被害者支援の日 (10月3日)
7月	再犯防止啓発月間 県の男女共同参画週間 (7月25日～31日)	11月	鹿児島レッドリボン月間 (11月16日～12月15日) 児童虐待防止推進月間 女性に対する暴力撤廃国際日 (11月25日) 女性に対する暴力をなくす運動 (11月12日～25日) 犯罪被害者週間 (11月25日～12月1日)
8月	人権同和问题啓発強調月間 全国一斉「子どもの人権110番」 強化週間 (夏休み期間明けの前後)	12月	世界エイズデー (12月1日) 障害者週間 (12月3日～9日) 人権週間 (12月4日～10日) 人権デー (12月10日) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 (12月10日～16日)
		2月	サイバーセキュリティ月間 (2月1日～3月18日)
		3月	自殺対策強化月間 国際女性デー (3月8日)

## 地域・職場での研修にご利用ください。

県では、県民の皆様へ人間同和问题に対する知識と理解を深めていただくため、次の取り組みを実施しています。

### 人権研修推進員(講師)の派遣

町内会などが実施する地域の研修や企業・団体の職場研修などに、人権同和问题の講師を派遣します(原則、土・日・祝日を除く。)

旅費は主催者をご負担ください。

謝金は不要です。

### 人権啓発DVD等の貸出

地域や職場での人権研修でご利用いただける人権啓発DVDやVHSを無料で貸し出します。詳しくは県のホームページをご覧ください。

※保有数:263本(令和4年3月末日現在)

### お問い合わせ先

鹿児島県男女共同参画局人権同和対策課

☎099-286-2573

E-mail ▶ jinken@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島県人権啓発

検索

### 人権ライブラリー

公益財団法人人権教育啓発推進センター内に設置されている、人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネル・紙芝居や地方公共団体が作成した啓発資料や映像などを収集・整理し、幅広く提供を行う施設です。図書や映像資料などについては、郵送などによる貸出も行われています。

〔ホームページ〕<https://www.jinken-library.jp/>

# 人権に関する主な相談窓口 (令和4年3月現在)

## 人権全般

- みんなの人権110番(鹿児島地方法務局) ☎ 0570-003-110
- 〈鹿児島地方法務局〉
- 人権擁護課 ☎ 099-259-0684
- 霧島支局 ☎ 0995-45-0064
- 知覧支局 ☎ 0993-83-2208
- インターネット人権相談(鹿児島地方法務局)
- 川内支局 ☎ 0996-22-2300
- 鹿屋支局 ☎ 0994-43-6790
- 奄美支局 ☎ 0997-52-0376

## 女性

- 女性の人権ホットライン(鹿児島地方法務局) ☎ 0570-070-810
- 県男女共同参画センター相談室 ☎ 099-221-6630
- DV相談ナビ ☎ #8008
- DV相談+(プラス) ☎ 0120-279-889
- 県女性相談センター ☎ 099-222-1467
- 性犯罪被害相談電話 ☎ #8103
- 性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER」 ☎ 0120-007-867
- 性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER」 ☎ 099-239-8787
- ☎ #8891

## 子ども

- かごしま教育ホットライン24 ☎ 0120-0-78310
- ☎ 0120-783-574
- ☎ 099-294-2200
- 子ども・家庭110番(県中央児童相談所) ☎ 099-275-4152
- 県中央児童相談所 ☎ 099-264-3003
- 県大隅児童相談所 ☎ 0994-43-7011
- 県大島児童相談所 ☎ 0997-53-6070
- 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189
- かごしま子ども・若者総合相談センター ☎ 099-257-8230
- 子どもの人権110番(鹿児島地方法務局) ☎ 0120-007-110
- ヤングテレホン(県警察本部) ☎ 099-252-7867

## 高齢者

- 高齢者・障害者の人権あんしん相談(鹿児島地方法務局) ☎ 0570-003-110

## 障害者

- 障害者110番(県身体障害者福祉協会) ☎ 099-228-6000(FAX兼用)
- 県発達障害者支援センター(県こども総合療育センター内) ☎ 099-264-3720
- 県障害者権利擁護センター(県障害福祉課内) ☎ 099-286-5110
- 障害者くらし安心相談窓口(県障害福祉課) ☎ 099-286-5110 FAX.099-286-5558
- (大隅地域振興局) ☎ 0994-52-2108 FAX.0994-52-2120
- (大島支庁) ☎ 0997-57-7222 FAX.0997-57-7251
- 高齢者・障害者の人権あんしん相談(鹿児島地方法務局) ☎ 0570-003-110

## 部落差別(同和問題)

- 県人権同和対策課 ☎ 099-286-2573

## 外国人

- 外国人権相談ダイヤル(鹿児島地方法務局) ☎ 0570-090911
- 県外国人総合相談窓口 ☎ 070-7662-4541

## HIV感染者等

- 県健康増進課 ☎ 099-286-2730
- 各保健所

## ハンセン病元患者等

- 県健康増進課 ☎ 099-286-2720

## 犯罪被害者等

- (公社)かごしま犯罪被害者支援センター ☎ 099-226-8341
- 犯罪被害者等支援総合窓口(県くらし共生協働課) ☎ 099-286-2523
- 性犯罪被害相談電話 ☎ #8103
- ☎ 0120-007-867
- 性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER」 ☎ 099-239-8787
- ☎ #8891

## 性的指向・性自認

- 県男女共同参画センター相談室 ☎ 099-221-6630
- ☎ 099-221-6631
- 県精神保健福祉センター ☎ 099-218-4755

この冊子に掲載している相談窓口は、国や県の主なものであり、市町村をはじめ、その他機関でも相談窓口を設けています。相談時間など詳しいことについては、それぞれの相談窓口へお尋ねください。

**鹿児島県 人権同和对策課** 令和4年3月発行 法務省委託事業

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

**☎ 099-286-2574 FAX.099-286-5543**

✉ [jinken@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:jinken@pref.kagoshima.lg.jp) **鹿児島県人権啓発 検索**

